

「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」（母子家庭等自立促進計画）における主な取組状況について

1 母子家庭等に対する就業支援の促進

① 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

母子家庭の母、寡婦（事業により父子家庭の父も対象）を対象に就業相談、求人情報の提供、就職準備や離転職等に役立つセミナーの開催、養育費確保のための相談等を行い、自立支援を図ることを目的とし実施している。

平成25年度実績では、相談件数が前年より増加し就職件数も増加している。これは、主に、平成25年度から実施の母子自立支援プログラム策定等事業の成果によるものであり、児童扶養手当受給者を対象として、各自の事情に応じた自立のための支援プログラムを策定し、2回以上の面接による指導など、きめ細かな支援を実施したことにより、相談件数や就職件数が増加したと思われる。

その他としては、相談窓口周知について各市町村への引き続きの協力依頼や、相談員がさまざまな業種の求人情報を提供したため、相談件数や就職件数が増加したものと思われる。

しかしながら、依然として母子家庭の場合、勤務時間、勤務場所での制約も大きく、**事務職を希望する方は多いが、就職は厳しい状況である。そのため、サービス業など求職が多い業種や勤務時間などの制約にあった勤務形態なども視野に入れて就職活動するようアドバイスを行い、就職が増えている。**

また、相談者がパソコン操作を習得し、就職に役立てられるよう、若年母子など実務経験やスキルのない相談者向けのパソコン教室を開催している。

ア 就業相談実績（政令市・中核市を除く）

【平成25年度実績】

区 分	平成24年度 a	平成25年度 b	前 年 比 較		
			件数 (b-a)	% (b/a)	
相 談 件 数	就業相談件数	5 8 5	7 3 3	1 4 8	1 2 5 . 3 %
	求職者・情報提供紹介状 発行	5 3 3	8 3 5	3 0 2	1 5 6 . 7 %
計		1, 1 1 8	1, 5 6 8	4 5 0	1 4 0 . 3 %
上記のうち就職件数		6 3	7 0	7	1 1 1 . 1 %

(注) 就業相談には、電話、面接、FAX、Email等を含む。

*就職決定者の内訳（平成25年度実績）

	事務	サービス	介護等	製造	営業	その他	合計
正社員	12	1	3	1	1	4	22
非正規	12	17	9	3	1	6	48
計	24	18	12	4	2	10	70

【平成26年度実績（9月まで）】

区 分		平成25年度	平成26年度	前 年 比 較	
		4月～9月 (a)	4月～9月 (b)	件数 (b-a)	% (b/a)
相談件数	就業相談件数	296	299	3	101.0
	情報提供・求職者 紹介状発行	320	358	38	111.9
計		616	657	41	106.7
上記のうち就職件数		29	33	4	108.3

*就職決定者の内訳（平成26年度実績（9月まで））

区 分	事務	サービス	介護等	医療	製造	営業	その他	合計
正社員	4	1	3	0	0	0	0	8
非正規	5	7	4	3	2	1	3	25
計	9	8	7	3	2	1	3	33

※平成25年同時期は正社員13名、非正規16名

イ 就業支援講習会開催実績

○適職セミナー開催実績（県内全域を対象に実施）

求職中の母子家庭の母を対象に、自分の適職を見つけ、就職の見通しをたてるためのセミナーを実施。

（平成25年度）各3日間のセミナーを2回開催。延べ83人参加

なお、平成25年度の参加者に対するアンケート調査では、参加者のうち**約29%が就業中で、そのうち8割がパートないしアルバイト**であった。

（平成26年度）各3日間のセミナーを2回開催予定。延べ51人参加（1回目）

○パソコン教室開催実績（政令市、中核市を除き実施）

就職に役立つスキルとして初心者向けにパソコン教室を実施。

(平成25年度)

5日間のパソコン教室を2回開催とスキルアップ講座を3回開催し延べ133人参加。また、講座の途中で就業相談も実施している。

なお、平成25年度の参加者に対するアンケート調査では、**約65%が求職中で受講終了後約55%が就業している。**

(平成26年度)

4日間のパソコン教室を6回開催予定、また、スキルアップ講座を4回開催予定。

② 高等職業訓練促進給付金の実施

母子家庭の母等の訓練受講中の生活の安定を図るため、2年以上養成機関で修業する場合に、一定期間「高等職業訓練促進給付金」を支給し生活の負担を軽減するとともに、養成機関で修業が終了した場合に、修了支援給付金を支給し、資格取得を支援する事業を実施している。

- ・支給額 月額 100,000円ないし月額 70,500円 (所得により異なる)
入学支援終了一時金 1回 50,000円ないし25,000円 (卒業時支給)
- ・支給期間 上限2年間
- ・対象資格 2年以上修業する必要がある、資格取得後当該職種への就労が見込まれる専門的な資格で、都道府県等の長が地域の実情で認める資格例 看護師(准看護師)、介護福祉士、作業療法士、理学療法士等

***平成25年度から父子家庭の父も新たに対象となった。**

○支給人数及び資格取得実績(政令市・中核市を除く)

(平成25年度実績)

支給人数及び支給総額：133人 115,336千円(政令市・中核市除く)

資格取得の状況(政令市・中核市除く)

(単位：人)

区分	資格取得者数	就業に結びついた人数			求職中	就学継続	不明
		総数	常勤	パート			
看護師	21	16	15	1	0	1	4
准看護師	8	3	3	0	0	3	2
介護福祉士	1	1	0	1	0	0	0
保育士	8	5	4	1	0	0	3
理学療法士	1	0	0	0	0	0	1
柔道整復師	1	1	1	0	0	0	0
鍼灸師	1	1	1	0	0	0	0
計	41	27	24	3	0	4	10

○ 神奈川県内においては、資格取得者数のうち66%が就業しており、常勤とし

て雇用される方がほとんどである。全国（平成24年度）では、資格取得者件数は3,821件、そのうち就業件数は3,079件で約80%が就業している。

2 母子家庭等に対する自立を促進する経済的支援の推進

① 母子及び寡婦福祉資金の貸付

配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの等に対し、資金を貸し付けることにより、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的とし、貸付を実施している。

（寡婦についても準用）

修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金など12資金がある。

***平成26年10月から父子家庭の父も新たに対象となった。**

（貸付実績：平成25年度）（政令市・中核市を除く）

（単位：千円）

年 度	合計		うち修学資金・就学支度資金			
	件数	貸付金額	件数	% 割合	貸付金額	% 割合
平成24年度	1,061	497,468	1,037	97.7	487,948	98.1
平成25年度	969	463,465	906	92.9	434,407	93.7

○ **貸付金の9割以上が、子どもが高校、専門学校、大学等へ進学するための修学資金、就学支度資金という学費への貸付となっている。**

（参考）政令市・中核市の状況

平成25年度貸付実績 2,405件 595,291千円

（償還状況）（政令市・中核市を除く）

（単位：千円）

年度／区分		調定額	収入済額	償還率(%)
平成24年度	現年度	440,001	322,412	73.7
	過年度	1,218,165	79,712	6.5
	計	1,658,166	402,124	24.3
平成25年度	現年度	453,232	331,779	73.7
	過年度	1,249,499	93,340	6.5
	計	1,702,731	425,120	24.3

- 償還率については、現年度（新たに償還が始まった分）については、70%以上償還されているが、過年度（過去の滞納分）については、償還率が低くなり、そのため収入未済金が増加している。

本貸付制度は、償還金を原資として、貸付を行っていることから、貸付金額も減少せざるを得ないことが課題となっており、より効果的な未収金対策を講じているところであり、平成24年度から債権管理回収部門において本貸付金の償還業務を扱うこととなり、若干償還率が向上している。

②児童扶養手当の給付

父母の離婚、父の死亡等により父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的とし、手当の給付を実施している。

なお、平成22年8月よりひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、支給対象者が父子家庭へ拡大された。

(受給者数及び給付実績額) (政令市・中核市含む)

(単位：人, 千円)

年度／区分	平成24年度	平成25年度	対前年比
受給者数	56,179	58,679	104.5%
給付実績額	25,735,063	25,769,314	100.1%

3 母子家庭等に対する相談体制と情報提供の充実

① 養育費取得に向けた支援

母子家庭等の生計の安定に向けた取組みを支援するため、養育費の取得に向けた専門家により相談を実施している。(月1回～2回実施)

(相談実績) (政令市・中核市除く)

区分	離婚前の相談	養育費	法律問題	その他	合計
平成24年度	19	36	0	9	64
平成25年度	23	38	2	9	72

*なお、相談実績は全て母子家庭の母。(離婚調停中も含む)

② 母子自立支援員による相談の実施

母子家庭及び寡婦の相談に応じ、その自立に必要な貸付金を始めとして生活全

般にわたる支援を行い、自立援助と福祉の向上を図るため、相談を行っている。
 県内における各福祉事務所において相談業務を行っている。

母子自立支援員設置数 68名
 (うち政令市・中核市を除くと24名)

(相談実績：政令市・中核市除く) (単位：件)

項目	平成24年度	平成25年度
生活一般	4,700	4,300
(うち就労)	(1,536)	(1,317)
児童(教育等)	1,368	1,241
生活援護(福祉資金)	10,981	8,673
その他	245	305
計	17,294	15,836

- 母子自立支援員の設置要綱(国制定)では、主な業務として生活相談、就業相談、経済的相談等となっているが、**約55%が福祉資金の貸付相談となっている。**
- 全国的にみても同様な状況にあり、平成25年度実績で69%が貸付金などの経済的相談となっている。

※参考事業(子ども家庭応援プランには掲載されていない。)

ひとり親家庭等在宅就業支援事業

- 平成24年度より就労支援の1つとしてひとり親家庭等在宅就業支援事業を実施しており、現在の実施状況については次のとおりである。
- 本事業は、ITを使った在宅就業を行うための訓練を行い、実際の業務もOJTとして実施すると同時に在宅業務の開拓も行い業務の提供を行っていく。

【第1期】

- ・ 訓練期間：平成25年3月から平成26年3月
- ・ 受講者人数：100名(応募者総数262名)
- ・ 達成者数：70名(退会者は4名)
- ・ OJT実施状況：平成25年6月からOJTを10ヶ月間実施した。1人あたりの平均報酬額は9,079円となっている。
- ・ 事業終了後の就業状況は、就業者数71名(内、在宅就業者数16名)、未就業者数25名であった。

【第2期】

- ・ 訓練期間：平成25年10月から平成26年10月
- ・ 受講者人数：105名（応募者総数148名）
- ・ 達成者：9月時点で91名（退会者は8名）
- ・ O J T実施状況：平成25年1月からO J Tを10ヶ月間実施した。1人あたりの平均報酬額は7,472円となっている（9月末時点）。